

補助金の交付状況に係る調書【平成30年度交付分】

補助金の名称		犬山市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金		市の担当部課	健康福祉部長寿社会課		
				問い合わせ先	0568-44-0325		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		一般社団法人 総合福祉医療コスモス		代表者名	代表理事 川村 和之		
関係規定	法令	地方自治法第232条の2		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成22年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		高齢者施設の防災・減災対策を推進する施設及び設備等の整備事業の実施により、防災体制の強化に資することを目的に補助を行う。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度予算		
		1,944,000 円	674,000 円	3,672,000 円	0 円		
		(0 円)	(0 円)	(0 円)	(0 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		既存高齢者施設のスプリンクラー整備					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		3,672,000 円			
		うち補助対象経費		3,672,000 円			
		補助対象経費の内訳		スプリンクラー26台、ポンプユニット一式、			
				その他工事一式			
補助額の算出方法		補助率、補助額		定額補助 3,672,000円			
		補助限度額		9,260円/㎡+2,320,000円			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	補助事業完了時点で必要経費に変更が生じなかったため。		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		消防設備の設置により火災被害を軽減することで、施設利用者の生命及び身体の安全を確保し、安心して生活できる環境が整う。					
その他参考事項		国庫補助を事業に要する経費に充て交付を行う。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				—	

※平成30年度の実績に基づき作成しています。